

宮監公表第 41 号
令和6年12月24日

宮崎市監査委員	阪	元	勇
宮崎市監査委員	松	浦	史典
宮崎市監査委員	松	山	清子
宮崎市監査委員	中	村	鉄兵

定期監査措置状況の公表について

令和6年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
財政部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
財政部	(1) 旅行について、次のとおり不備があった。（納税管理課、市民税課） ・券面に記載された旅行者以外の者は使用することができないにもかかわらず、変更前の旅行者名が記載された航空券をそのまま使って旅行をしていた。 ・変更前の旅行命令の取消しについて、決裁がされていないかった。また、新たな旅行者に係る旅行命令の起案日が変更前の旅行命令の起案日と同一となっており、遡って新たな旅行命令を起案していた。	やむを得ず旅行者を変更する際に、航空券を含むその他の交通手段が確保できない時は旅行を中止する。今後は、旅費支給条例及び旅費取扱マニュアル等の根拠法令の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。
財政部	(2) 令和5年度の財務における決裁について、次のような誤りがあった。（市民税課） ・手数料に係る支出負担行為について、1件100万円以上500万円未満は部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁となっていた。 ・1件2,000万円以上の業務（設計等業務を除く。）の委託契約に関することは副市長専決事項であるにもかかわらず、部長までの決裁となっていた。	支出負担行為等同時に専決区分がわかる資料を添付し、専決者の確認を徹底する。

令和6年12月18日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

